

関係機関所属長 殿

熊本大学熊本創生推進機構長
原田 信志（公印省略）

熊本大学熊本創生推進機構イノベーション推進部門教授候補者の公募について

このたび、本機構では、下記要領により、イノベーション推進部門の教授候補者を公募いたします。
ついては、関係各位への周知について、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 募集職名及び人員 教授 1名

2. 所 属 熊本大学熊本創生推進機構 イノベーション推進部門

3. 専門分野 産業創出・オープンイノベーション

4. 求める人材

オープンイノベーションや組織対応型の共同研究を推進するため、共同研究の企画、企業との交渉、共同研究対応チームの組成、ベンチャー推進等プロジェクトメイキング、各プロジェクトの統括及び進捗成果の総括をできる「本格的な共同研究」等に関する高いスキルを有する人材を求めます。

また、当該人材には、本機構の副機構長として、県等の自治体や産業界との連携を強化し、イノベーション推進部門や地域連携部門のプロジェクトマネジメントを行うなど、機構業務の実質的な責任者としての役割も担っていただく予定です。

5. 応募資格 以下の（1）～（3）の全てに該当する方

（1）イノベーション推進について、次のいずれかの経験を有する方

（i）産業創生や新産業創出に関する業務において5年以上の経験

（ii）国の産業政策や地域振興政策に関わる公務員等として10年以上の勤務歴

（iii）産学官連携、知的財産運用、ベンチャー起業支援、企業・外部機関との交渉等に関する部署にて5年以上の勤務歴

（2）次のいずれかの実績を有する方

（i）産学官連携（共同研究、受託研究、補助金獲得、ベンチャー創出など）に関する実績（獲得や支援実績）が5件以上（ただし、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する方の場合）

（ii）産学官連携（共同研究、受託研究、補助金獲得、ベンチャー創出など）に関する実績（獲得や支援実績）が10件以上、又は特筆すべき成果事例（大型補助金等の獲得や支援など）が1件以上

（3）次の複数（2以上）を行うことができる方

（i）産学官連携活動の啓発

（ii）知的財産に関する教育

（iii）ベンチャー企業活動によるビジネスマインドの育成

（iv）研究コーディネーターの人材育成、産学官連携の担い手となる人材の育成

6. 労働条件等

勤務形態：専門業務型裁量労働制

勤務時間は、職員の裁量に委ねるものとし、1日の勤務時間は7時間45分とみなす。

任期の定め：任期5年（ただし、労働基準法第14条第1項に規定する専門的知識等を有する労働者又は満60歳以上の労働者に該当しない場合（※別紙参照）は、3年の任期の後に雇用契約を2年間更新する。更新にあたっての審査等を行わない。）。

再任等：再任なし。ただし、任期中の活動実績に関する審査を経て、任期の定めのない職員とする場合がある。

試用期間：6か月

勤務場所：熊本大学黒髪南キャンパス

時間外労働：時間外、深夜、休日労働の有無 有

賃金等：国立大学法人熊本大学職員給与規則に定めるところによる

社会保険：文部科学省共済組合、雇用保険及び労災保険に加入

雇用者：国立大学法人熊本大学

7. 採用時期 平成30年8月1日

8. 応募書類

(1) 履歴書(様式有り) 1部

※男女を問わず、出産、育児、介護に専念(あるいは従事)した期間について考慮することを希望される場合は、付記してください。

(2) 産学官連携に関する取組実績・経験の概要(様式有り) 1部

※字数・ページ数の制限はございませんが、簡潔に記載ください。

※(3)との対応がわかるよう番号等を付してください。

(3) (2)のうち、代表的な実績等の根拠資料(写しでも可) 1部

※根拠資料全体がわかる目次を添付ください。

※(2)との対応がわかるよう番号等を付してください。

(4) 着任後の抱負(様式有り) 1部

※1000字程度で記載ください。(A4版、10.5ポイントで作成)

(5) 応募者について問い合わせることのできる方2名の氏名・所属・連絡先(メールアドレス含む)

(注) (1) (2) (4)の様式は、本学ホームページの公募情報よりダウンロードください。

(<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/saiyou>)

9. 提出方法 封筒に「熊本創生推進機構イノベーション推進部門教授応募書類在中」と朱書きのうえ、簡易書留にて郵送又は持参願います。

10. 応募期限 平成30年4月23日(月)17:00 必着

11. 選考方法 第一次選考 書類審査 平成30年5月上旬~中旬(予定)

第二次選考 面接 平成30年5月下旬~6月上旬(予定)

(※第二次選考に係る旅費等は自己負担)

12. 書類提出先・問合せ先

〒860-8555 熊本市中央区黒髪2-39-1

熊本大学研究・産学連携部社会連携課地域連携チーム

TEL: 096-342-3168 E-mail: syaren-jinji@jim.kumamoto-u.ac.jp

(※事務組織改編により、平成30年4月より「マーケティング推進部」は「研究・産学連携部」に改められます。)

13. その他

(1) 応募書類に含まれる個人情報、国立大学法人熊本大学の定めに従い、本人事選考にのみ使用し、他の目的には一切使用いたしません。なお、応募書類及び提出物は返却いたしません。

(2) 熊本大学は男女共同参画を推進しています。選考にあたっては、男女共同参画社会基本法の精神に則り、適正に行います。

(詳細はホームページをご覧ください。<http://gender.kumamoto-u.ac.jp/>)

(3) 熊本大学熊本創生推進機構は、平成30年4月1日に組織改組し、機構に置く3センター(イノベーション推進センター、くまもと地方産業創生センター、政策創造研究教育センター)は、イノベーション推進部門、リスクマネジメント部門、地域連携部門に再編されます。

労働基準法第 14 条における「専門的知識等を有する労働者」

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（契約期間等）

第十四条 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、三年（次の各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、五年）を超える期間について締結してはならない。

- 一 専門的な知識、技術又は経験（以下この号において「専門的知識等」という。）であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）との間に締結される労働契約
- 二 満六十歳以上の労働者との間に締結される労働契約（前号に掲げる労働契約を除く。）

2、3 （略）

○ 労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十五年厚生労働省告示第三百五十六号）

労働基準法第十四条第一項第一号に規定する専門的知識等であつて高度のものは、次の各号のいずれかに該当する者が有する専門的な知識、技術又は経験とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者
- 二 次に掲げるいずれかの資格を有する者
 - イ 公認会計士
 - ロ 医師
 - ハ 歯科医師
 - ニ 獣医師
 - ホ 弁護士
 - ヘ 一級建築士
 - ト 税理士
 - チ 薬剤師
 - リ 社会保険労務士
 - ヌ 不動産鑑定士
 - ル 技術士
 - ヲ 弁理士
- 三 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条に規定する情報処理技術者試験の区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関する資格試験（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百二十二条の二第二項の規定により指定された法人が行う保険数理及び年金数理に関する試験をいう。）に合格した者

四 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する特許発明の発明者、意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)第二条第二項に規定する登録意匠を創作した者又は種苗法(平成十年法律第八十三号)第二十条第一項に規定する登録品種を育成した者

五 次のいずれかに該当する者であって、労働契約の期間中に支払われることが確実に見込まれる賃金の額を一年当たりの額に換算した額が千七十五万円を下回らないもの

イ 農林水産業若しくは鉱工業の科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)若しくは機械、電気、土木若しくは建築に関する科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、設計、分析、試験若しくは評価の業務に就こうとする者、情報処理システム(電子計算機を使用して行う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系であってプログラムの設計の基本となるものをいう。ロにおいて同じ。)の分析若しくは設計の業務(ロにおいて「システムエンジニアの業務」という。)に就こうとする者又は衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務に就こうとする者であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)において就こうとする業務に関する学科を修めて卒業した者(昭和二十八年文部省告示第五号に規定する者であって、就こうとする業務に関する学科を修めた者を含む。)であって、就こうとする業務に五年以上従事した経験を有するもの

(2) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において就こうとする業務に関する学科を修めて卒業した者であって、就こうとする業務に六年以上従事した経験を有するもの

(3) 学校教育法による高等学校において就こうとする業務に関する学科を修めて卒業した者であって、就こうとする業務に七年以上従事した経験を有するもの

ロ 事業運営において情報処理システムを活用するための問題点の把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言の業務に就こうとする者であって、システムエンジニアの業務に五年以上従事した経験を有するもの

六 国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものによりその有する知識、技術又は経験が優れたものであると認定されている者(前各号に掲げる者に準ずる者として厚生労働省労働基準局長が認める者に限る。)